

2025年9月5日

兵庫県知事 斎藤 元彦 様

日本共産党兵庫県会議員団
団長 庄本 えつこ

2026年度予算編成にあたっての重要政策提言

物価高騰に加えコメ不足に続くコメの値段の高止まりが県民の暮らしに困難をもたらしている。コメ不足は減反を押し付けてきた政府の農業政策の失政である。政府はコメ増産に転じるとしたが、コメ農家が生計を立てられるよう価格補償、所得補償など具体的な支援をすべきである。

地球温暖化による気候変動で猛暑が続くとともに線状降水帯が多数発生し、死者も出ている。南海トラフ地震などの備えも含め震災対策、災害対策の強化が急がれる。

知事への告発問題は、いまだ収束していない。SNSによる個人への誹謗中傷、情報漏洩など地方自治における民主主義、法治主義、人権問題としてとらえ、解決していかなければならない。

今年は戦後80年、被爆80年、国連憲章制定80年。人類の歴史は、平和と人権の尊重へと大きな前進をとげている。昨年は日本被爆者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞し、核兵器廃絶への希望の光となった。しかし今、世界の各地で戦争が続いている状況がある。地方自治体も国とともに「再び戦争の惨禍を繰り返さない」という憲法前文、9条を生かし国連憲章、国際法に基づく世界平和を求めていかなければならない。

以上をふまえ、2026年度の予算編成に当たり、398項目の重要政策提言を行うものである。

第1．国の改憲への暴走を許さず、憲法を活かし、住民が主人公、恒久平和の実現に寄与する県政を

ロシアのウクライナ侵略が継続され、またイスラエルによるガザ攻撃、アメリカとイスラエルによるイランの核関連施設攻撃など核兵器使用の危険が増している中、石破内閣は、「核の傘」を理由にアメリカの核抑止論に与し、アメリカの要求のままに軍事費を大幅に増額、九州、沖縄先島諸島への自衛隊基地建設等の大軍拡で戦争する日本への暴走を続けている。今こそ、憲法9条を生かした平和外交の努力が求められている。さらに憲法25条の生存権など憲法の理念を生かす政治への転換が強く求められている。

県が行財政改革の一環としてとり組む「ひょうご事業改善レビュー」は、「県政改革方針」に基づくものであるが、県民サービス削減につなげることは絶対にしてはならない。

1. 21年1月22日に正式発効した核兵器禁止条約の署名国は94か国、批准国は、73か国となった。核兵器禁止条約の流れは希望の光である。また、昨年日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは新たな希望である。今年の7月には、日本被団協、日本原水協、原水禁が核兵器廃絶に向けての共同記者会見を行った。日本政府が唯一の戦争被爆国でありながら、アメリカの「核の傘」への依存を理由に条約に背を向け続けていることは、きわめて恥ずべきことである。政府がこれまでの態度を改め、すみやかに条約に参加し、条約署名・批准することを県として強く要請すること。

2. 県として「非核平和宣言」にもとづき、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県内の被爆者支援を充実するとともに、被爆の実相を伝える事業を県として行うこと。

3. 土地利用規制法により、区域指定が583か所にも及んでいる。県内では広峰無線中継所、姫路駐屯地など7基地・5無線中継所が「注視区域」指定された。米軍や、県内の自衛隊基地などに、内閣総理大臣が指定する安全保障上の「重要施設」の周囲1kmを「特別注視区域」、それ以外を「注視区域」に指定している。同法に基づく土地規制は経済活動やまちづくりに影響を与え、基地や原発などの周辺住民らを政府が監視し、憲法が保障するプライバシー権や財産権、思想・良心の自由を侵害するものである。指定の撤回とともに、土地利用規制法の廃止を強く国に求めること。

4. 石破政権による「敵基地攻撃能力の保有」、5年間で43兆円もの大軍拡の具体化である「軍拡財源法」「軍需産業支援法」の撤回を求めること。
5. 憲法9条を守り、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安保関連法（戦争法）、特定秘密保護法・共謀罪の廃止を国に求めること。
6. 全国知事会等も求める日米地位協定の見直しについて、国に求めること。沖縄新基地建設問題は、民意を反映し、辺野古への移設を行わないよう国に求めること。
7. 米軍のオスプレイの事故が多発している。米空軍による事故の調査報告書は常に「正確な根本原因を特定できなかった」としている。根本原因が解明されず、今後の再発防止も示していないにもかかわらず、政府は米国の説明を鵜呑みにして「安全性には問題ない」と日本での飛行を許している。米軍の低空飛行訓練のブラウンルートには兵庫県但馬地域が含まれており、一昨年9月19日には但馬上空での飛行が目撃されている。米国に対し、事故の原因究明を求めるとともに米軍、自衛隊所有の全機の飛行を中止し、撤退するよう国に求めること。
8. 2023年、米海兵隊のMV22オスプレイが沖縄以外の日本国内での山岳地帯で行う低空飛行訓練で、最低高度を現行の約150メートル（500フィート）から約60メートル（200フィート）に引き下げることで合意した。さらに米空軍作成の飛行マニュアルではCV22オスプレイは山岳地帯では高度約60メートル、非山岳地帯では約30メートルでの飛行を想定していることが判明したことも踏まえ、国民・県民を危険にさらすオスプレイ等の低空飛行訓練を行わないよう国に強く求めること。
9. 自衛隊の日米共同訓練等に反対し、県施設の提供を行わないこと。締約国軍隊（オーストラリア軍、イタリア軍）との共同演習に際して、軽油税免除はやめること。
10. 自衛隊の個人情報収集・勧誘活動への協力はやめること。県民の名簿を提供しないよう市町に働きかけること。
11. 北東アジア地域自治体連合参加自治体として、過去の侵略戦争と植民地支配の反省にたった交流・発展の共同をすすめること。そのための予算を増やすこと

と。

12. 憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に活かすことを国に求めるとともに、憲法を根幹にした県政を推進すること。歴史教科書等への内容・選択に行政が介入しないこと。

13. 21年3月に策定された「ひょうご男女いきいきプラン2025」(第4次県男女共同参画計画)について、男女共同参画社会づくりに向け、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる条件整備、長時間・過密労働の是正、女性の貧困をなくすための男女賃金格差是正、ひとり親家庭支援、DV対策等を強化すること。また、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」(ひょうごアクション8)において、特に2025年度までの本庁課長相当職以上の職に占める女性登用率目標が20%（現状到達22.1%、2025年4月1日時点）で低すぎる。早期に30%、2030年までに50%に引き上げること。

14. 全ての学校トイレ、公共施設のトイレなどに無償の生理用品を設置すること。

15. 在日外国人らに対するヘイト・スピーチ（差別煽動表現）を規制する法に基づき、対処すること。朝鮮学校など外国人学校への補助金削減を撤回し、もとに戻すこと。

16. 県経済は、物価高騰、10%消費税で深刻な消費不況に陥っている。消費税を5%に減税するよう国に求めること。また、経営困難な中小事業者に25年度分の消費税の納税を免除すること。

17. 物価高騰のもと東京都は水道料金の基本料を無料にした。県民の暮らしを応援するために、水道料金の基本料無料化を市町に働きかけ、財政支援を行うこと。

18. 超過勤務縮減の努力がなされているものの年間540時間を超える残業が一部職員に強いられている。行革で削減された県職員数を増やし、長時間労働を是正すること。非正規職員の待遇を改善するとともに、正規職員化をすすめること。また、「会計年度任用職員」制度が導入されているが恒常的業務に正職員を配置すること。

19. 兵庫県の最低賃金が64円引き上げられ、1116円の改定額となる方針が示された。しかしこれでは、まともな生活が成り立たない。すみやかに最低賃金1500円以上をめざし、国に対し全国一律1500円以上を求めるここと。

20. 「公契約条例」制定で、県と契約を結ぶ企業などで働く労働者の最低賃金についてもすみやかに1500円をめざし、官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかる分野の公務の民間委託はやめること。

21. 国は、2024年に健康保険証を廃止しマイナンバーに紐付けすることを強行した。また、一人につき一口座の預貯金口座の紐付けの義務化、運転免許許可書との一体化、などをすすめている。マイナ保険証により医療機関等で命に係わるトラブルが相次いでいる。また、多くの情報を一元管理するマイナンバー制度による情報流出などが起こっている。紙の保険証を今後も使えるよう実施の中止を国に求めるとともに県も行わないこと。

22. デジタル関連法制定により、行政のデジタル化が進められている。デジタル化は、「利便性」の名で、本人同意のないまま企業への個人情報提供などの「利活用」が図られ、自己情報のコントロール権、自己決定権が侵害される危険性が高い。また、システムの標準化により、自治体の独自施策が制約を受けることが懸念されている。情報格差や市民サービス提供に格差を生じさせないこと。

23. 政府の規制改革推進会議にならい全国で5番目となる兵庫県規制改革推進会議が本県に設置されている。県民の暮らしや安全を後退させる規制緩和を認めないこと。

24. 国家戦略特区は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために「規制緩和」をおこない、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる。県として反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。

25. 関西広域連合は、国の出先機関を廃止し丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させ、小規模自治体の防災などにも大きく影響を与える危険がある。関西広域連合における国の出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

26. 市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることは

やめること。

27. 政府が強行した地方自治法改定は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、自治体を国に従属させる仕組みである。国による強制的な関与は基本的に認められないとされている自治事務にまで国による極めて強い関与の仕組みが設けられている。また、政府が、存立危機事態を含む「事態対処法」や、安保3文書に基づく「特定利用空港・港湾」への指示権適用について「除外するものではない」としていることは看過できない。住民の意思を無視して有無を言わざず自治体を国に従わせるものであり、憲法が保障する地方自治を根底から踏みにじるものであり、国に撤回を求めるここと。

28. 公益通報制度について

県は、「公益通報者保護法の趣旨に即し、職員等からの公益通報を受ける制度を創設し、法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化、健全化を図ることにより、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進する」としている。しかし、どのように運営されるのか等具体性がなく制度として不備が指摘されている。通報者のプライバシー保護を徹底し、不利益が被ることのない制度にすること。

29. ハラスメントをなくすために、知事を含め幹部職員に対する研修を定期的に行うこと。相談体制を充実するとともに、一般職員に対しても研修をすること。

2021年6月に発効した「労働の世界における暴力とハラスメントを撤廃する条約」(第190号条約)を批准し、法律であらゆる分野でのハラスメントについて禁止規定の明記、被害者救済措置の強化を国に求めること。

30. 大阪・関西万博について

党議員団は万博開催の中止を求め続けてきたが、現状を見ると、あらためて万博はやるべきではなかったと考える。

①万博協会が公表している防災実施計画では、来場者15万人程度が3日間会場内にとどまることを想定しているが、実効性のある対策は示していない。8月13日夜、会場アクセスの大坂メトロ中央線の運転見合わせによるトラブルが発生、約3万人が会場周辺で足止めされ、一部来場者は会場内で一夜を過ごし、救急搬送される人も出るなど体調不良を訴える人が相次ぐ事態になった。帰宅困難者対策の強化が求められる。具体的な対策を示すこと。

②兵庫県は万博開催において、パーク＆ライド、フィールドパビリオン構想によ

り、インバウンドを含め観光客を呼び込むとしていた。しかし、パーク＆ライドの利用者も少なくフィールドパビリオンへの来客も少ない。大阪に次いで万博予算の多い兵庫県として状況を把握し真摯に検証し、県民に公表すること。

3.1. 統一協会(世界平和統一家庭連合)は、靈感商法や多額の献金で多くの人の人生や家庭を壊している反社会的なカルト集団である。また、政治に深く入り込み、その関係は今も続いている。

①県内にも、統一協会の関連団体が多数あることから、県として県と外郭団体なども含めて統一教会やその関連団体との関係を徹底調査すること。関係があれば、それを断つこと。

②被害者救済の立場での相談窓口を開設しているが県民に広く周知すること。

第2. 災害から県民の命と暮らしを守る兵庫県に

阪神淡路大震災から30年が経過した。南海トラフなどの大地震だけでなく、気候変動による風水害による被害なども懸念され、その対策が迫られている。災害などから命と生活を守る抜本的な対策が求められる。

1. 「被災者生活再建支援法」による支援金は、全壊600万円以上にすることを国に求めること。

2. 県独自の被災者への公的支援を、恒久制度として創設すること。一部損壊は、損害割合の10%要件はやめ、床下も含めすべてを対象とすること。

3. 災害発生時の避難所においては、スフィア基準にもとづいた水と衛生、食糧と栄養、シェルターと居住空間、保健活動などを確保すること。基準にあるジェンダー平等の観点から、トイレの男女比を1:3にすること、女性専用の更衣室の設置、避難所や仮設住宅などの性暴力の防止、生理用品など女性、妊産婦に必要な物資や物品の提供などをおこなうこと。

4. 災害対策基本法の改正により避難勧告・指示が避難指示に一本化されるなど避難情報のあり方が見直された。避難情報については的確に行うとともに、県民の防災意識啓発に努めること。

5. 気候変動による激甚化・頻発化する災害に対応した河川整備計画や防災計画を見直し、まちづくりに反映させること。住民参加で、浸水想定地域や土砂災害警戒区域などにある避難所の見直しをすすめ、避難誘導を含めたコミュニティー単位での「防災まちづくり計画」の策定や、防災無線の各戸受信システム等への支援を、市町とともにを行うこと。
6. 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立地などの液状化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないなどを認識し、さらに検討をすすめ、県の「防災計画」を見直すとともに、必要な堤防補強工事も行うこと。
7. 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。
8. 消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、防火水槽の老朽化対策、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。
9. 熱中症対策として、市町と連携し、公的、民間施設などを指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターと指定する作業をすすめ、十分なクーリングシェルターを設置すること。
10. 新型コロナウイルスの感染が拡大している。感染状況をオープンにし、県民への注意を呼び掛けるとともに、検査、受信、ワクチン接種などへの助成をおこなうこと。
11. 災害の際、最前線で重要な役割を果たす土木事務所や健康福祉事務所等のマンパワーの充実を図ること。
12. 県庁1、2号館の解体・撤去は見直し、通常業務とともに、災害時にも十分な対応できるような県庁再整備計画をつくること。
13. 元町の再開発は、拙速に行わないこと。

第3. 「沸騰化の時代」—石炭火力発電所をやめ、再生可能エネルギー中心の政策への転換を

気候危機の打開は、いよいよ人類と地球にとって待ったなしの課題である。すでに世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっている。国内でも猛暑による熱中症の増加や、線状降水帯・ゲリラ豪雨など風水害による災害によって、国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えている。2024年の世界の平均気温は、1850年の気象観測開始以来、もっとも暑い年で、産業革命前に比べると1.55度上昇した（世界気象機関（WMO））。このままでは、パリ協定の温暖化抑制目標である「1.5℃目標」（2020年平均）を超えて、後戻りできない破局的な事態に陥る。ただちに抜本的な対策を講じることが求められる。

1. 2025年2月に、日本政府が国連に報告している2035年度までの温室効果ガス削減目標は、2013年度比で60%（2019年比53%）ですが、これは、COP28で全加盟国が合意した2019年比60%削減という目標水準から大きく下回っています。国に対し、2035年度までの削減目標を、少なくとも世界の目標水準を上回る2019年比60%以上とすることを要請すること。
2. 2022年3月に改訂された兵庫県の地球温暖化防止対策推進計画では、2035年の温室効果ガス削減目標は、2013年比48%となっているが不十分である。2035年までに少なくとも2013年比80%削減する目標を設定し、ロードマップを策定すること。
3. 兵庫県全体の温室効果ガス排出は、2021年、2022年が前年度よりも増えている。これは、神戸製鋼による石炭火力発電所の新增設・稼働により、電力排出係数が前年度よりも増えたことによるものである。（2021年度0.309、2022年度0.420 [kg-CO₂/kwh]）。新增設している2基の石炭火力発電所の稼働停止をただちに求めること。温室効果ガスを大量に排出する県内8基の石炭火力発電の廃止計画をただちに明確にすること。神戸製鋼などは、現在の石炭火力発電所をアンモニア混焼、専焼などの技術開発をすすめ2030年以降も利用しようとしているが、アンモニアを利用しても、十分な温室効果ガス排出抑制にならないことは明らかである。新設石炭火力発電の稼働をただちに中止させること。
4. 温室効果ガス排出抑制のために再生可能エネルギーによるエネルギー自給

率を抜本的に引き上げること。日本のエネルギー自給率は 10%程度と先進国で最低クラス（OECD 加盟国のうち比較可能な 36 カ国中 35 位）。原油価格の高騰、ロシアのウクライナ侵略、急激な円安の放置など、エネルギーを外国に依存している経済の危うさが浮き彫りになっている。兵庫県の再生可能エネルギー導入目標は、2030 年度までに 30 %と低すぎる。少なくとも 2030 年度までに 50 %を導入し、2035 年までに 70 %、2050 年に 100 %導入とすること。

再生可能エネルギーの普及にあたっては、どの地域でも、エネルギーの地産地消、地域資源を生かし、地元の中小企業や雇用に結びつくような地域経済の循環で、地域活性化につながるような取組への支援を抜本的におこなうこと。

5. 兵庫県は、姫路港にカーボンニュートラルポートを建設し、水素ステーションにしようとしているが、その水素の供給は、オーストラリアの安価なかつ炭などの燃焼により生成される水素を輸入しようとしており、その生成、輸送過程で大量の CO₂ を排出するもので、温暖化対策とは逆行する。現段階で、温暖化対策として、水素エネルギーを微用するのではなく、政策の中心を、実現可能な再生可能エネルギーの抜本的導入へとシフトすること。

6. 温室効果ガス排出量の半分を占めている、条例対象事業所をはじめ大規模事業所に温室効果ガスの排出総量削減を義務付ける制度を導入し、特定物質排出状況と削減計画の公表が事業所ごとになった。2050 年カーボンニュートラル達成のため事業所ごとに目標を具体化させその達成のため県が積極的役割を果たすこと。

7. 政府は、グリーントランスマーケット（GX）でエネルギーの安定供給や気候危機対策を口実に、60 年を超える老朽原発の稼働や次世代型原発の開発・建設などを行うとしている。これは、福島第一原発事故以降、原発の新增設と建て替えを「想定していない」とする従来の方針を大転換するものである。国に対し、エネルギーのグリーン化をすすめ、原発を活用する方針をあらため、再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大を行うよう強く求めること。

8. 環境影響評価の途上である新温泉町での 21 基におよぶ巨大風力発電計画は、絶滅危惧種のクマタカなど貴重種が生息する豊かな生態系を破壊するばかりでなく、自然林の中に巨大な構造物ができることで災害の危険性も大きく、認めるべきではない。

9. 県は、2024年度からPFAS調査の箇所数を増やし調査をしているが、2023年度の調査では、河川では神戸市の3地点、地下水では神戸、尼崎、西宮の計8地点で国の暫定指針値(PFOSとPFOAの合計で50ng/L)を超過している。調査箇所数をさらに増やすとともに、暫定指針値を超える地点については、発生源の特定をおこない、発生源に対し低減対策を行うとともに、国に、規制値としての基準値を定め、規制のための法制度の策定を求める。

10. 海洋プラスチック汚染について

①プラスチックゴミの海洋汚染が世界的に深刻な事態になっている中、国際社会は、使い捨てのプラスチック製品の製造・販売・流通を禁止する流れが強まっている。国の責任で生産の段階から減量対策に取り組むなど、製造・販売・流通の規制強化するよう国に求めること。県としても、県内企業に対し、規制を行うこと。輸出に頼ってきた廃プラスチック処理は、自治体・住民に押し付けるのではなく、OECDも警告しているように、「拡大生産者責任」の立場で、抜本的に見直すよう国にもとめること。

②レジ袋について、県は、「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」を示し「マイバック持参運動」などをすすめているが、削減目標を引き上げ、県民への啓発活動だけでなく、生産も含めた減量対策にとりくむこと。

③海洋プラスチックごみの中でも5mm未満の「マイクロプラスチック」と呼ばれるごみは、海洋生態系への影響が懸念されている。海洋プラスチックはさまざまなプラスチック製品から発生しているが、人工芝もその一つである。学校も含め公共施設には人工芝を使わないこと。

11. 大気汚染対策について、PM2.5の成分分析と発生源の推定を進め、情報公開と、地域に応じて工場への指導強化や自動車排ガス規制の強化など、適切な対策を講じること。

12. 神戸製鋼㈱加古川工場や、日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所広畠地区などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。

13. アスベスト（石綿）被害対策について

建材メーカーと国は、少量のばく露でも中皮腫、肺がん、石綿肺など、生命にかかわる重篤な疾患を招くアスベスト建材の危険性を早くから認識しながら規制を行わず、企業利益のために使用を拡大するにまかせ、ばく露防止対策を怠った。それが、多数の被害者と今後の解体作業における重大な危険性を生じさせている。

①アスベスト（石綿）公害について、2021年5月、最高裁が国と建材メーカーの責任を認め断罪し、同6月「建設石綿給付金法」が全会一致で成立した。しかし、クボタを含む建材メーカーは基金制度の参加を拒んだままで、昨年6月には、基金制度の参加を拒む建材メーカーの責任を追及する訴訟が全国10地裁において一斉に提訴されている。県として、建材メーカーの未参加や、対象職種・機関の制限など残る課題の早期解消へ国とともに、道筋をつけるよう働きかけすること。

②2006年に石綿の使用は全面的に禁止となっているが、住宅を含む多くの建物で使われている石綿を含んだ建材はそのままである。今後10年間でそうした建築物の解体がピークを迎えると言われている。飛散防止対策を怠る違法な工事をなくすため、石綿障害予防測、大気汚染防止法、建築基準法、俳句物処理法など、アスベスト関連法制の抜本的強化が求められている。アスベスト除去作業の資格制度化、厳格な調査・報告の義務化、違法な工事を防ぐために屋根材や外壁材などあらゆる石綿含有建材の除去に対する公的な費用負担などを国に求めるとともに、県としても除去公的負担など独自に対策強化をおこなうこと。

③大規模災害では、事業所からの有害化学物質の流出や解体工事によるアスベストの飛散などが問題となる。阪神淡路大震災では、解体工事に関わり、アスベスト特有のがんを発症した労働者が労災認定されているように、安全確保のためのさらなる規制強化をおこなうこと。

14. 赤穂市、上郡町での産廃最終処分場設置計画に対する上郡町での賛否を問う住民投票が行われ、約8割が反対となった。専門家からも水源地、漁場周辺などで計画されていることから、「最終処分場計画地として不適格であることは明確」と指摘されている。住民の意思を受け止め、専門家からの指摘も踏まえ、不適格な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。

15. 六甲山や長尾山山系の住宅地でのイノシシの被害について、生態や頭数の把握をするとともに、防護柵の設置、捕獲・餌付け対策をすすめるために十分な人員配置と予算措置を行い、対策を強化すること。

16. 濑戸内海での藻場・干潟の再生のために

県は、2020年10月、「環境の保全と創造に関する条例」改定により、水質汚濁防止法に定められている生物化学的酸素要求量（BOD）の排出基準の県の上乗せ基準を一部緩和し、国は2021年、瀬戸内法の改定により、瀬戸内海での窒素やリンなどこれまで削減してきた栄養塩類を管理しながら海に流すとしている。ただし、瀬戸内海の水質改善は一律ではなく、灘・湾によっては、未

だ汚染が解消していないところもある。十分なモニタリングを行い、海洋環境の変化に配慮し、慎重な運用が求められる。必要以上の緩和とならないよう常に測定・調査を行うこと、問題となれば規制を強化すること。

瀬戸内海が豊かな海へと回復していない背景に、埋め立てによる藻場・干潟の減少や、温暖化による海水温の上昇などが瀬戸内海の生態系に重大な影響を与えることが指摘されている。不要な埋め立て地の解消などによる、藻場・干潟など自然海浜の回復にとりくむこと。

第4. 公助による福祉・医療の充実で県民の命と生活を守る 県政に

福祉現場では効率化やコストカットのみを重視した生産性向上、利益追従に邁進するあまり福祉理念は崩壊し、支援の質は低下し、国民を取り巻くあらゆる福祉課題の解決に至っておらず、支援が必要な方が取り残されている現状を考えると、自助、互助、共助の観点が強く押し出された地域包括ケアシステムの破綻は明らかである。小規模事業所や訪問介護事業所の倒産が相次いでおり、介護崩壊を止めるためにも財政支援、人員支援などの公助が必要であり、社会保障の抜本的強化が求められる。

また応需率や救急入院対応率を見れば病院統廃合、病床削減後の地域の医療提供体制が整っていないのは明らかである。病院統廃合や病床削減の推進を止め、地域医療を存続させることが求められる。

1. 福祉・医療職員の処遇向上と事業所支援

①福祉職員の給料は全産業平均を下回っており、退職理由では給料が安い、仕事量が多い、労働時間が長いが上位に並んでいる。給料を上げるために加算取得システムではなく基本報酬を大幅に引き上げることを国に求める。

②県、市町、関係団体の連携を強化し、重層的な福祉・医療人材確保策の推進をすること。介護・福祉労働者の処遇改善のための補助制度を設け、人材養成事業を拡充すること。

③ICT導入等生産性の向上を理由とする職員配置基準緩和の中止を国に求める。

④労働環境改善支援事業にあたっては全額補助をすること。

⑤2024年度の全国老人福祉・介護事業の倒産件数は過去最多の172件。基本報酬が引き下げられた訪問介護の倒産件数は81件。介護崩壊を止めるためにも赤字の全国老人福祉・介護事業所への経営支援と財政支援をすること。

- ⑥指導監査の際はコンプライアンスやガバナンスの徹底にも重点を置き、ラウンドや職員からの聞き取りを増やし精度を高めること
- ⑦県立病院の看護師の処遇改善のため、医業務、看護業務の安易なタスクシフトを止め、看護師の業務軽減策を講じ、夜勤手当の拡充や基本給の引き上げ等を行うこと。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

- ①将来的な保険料水準の統一（同一所得、同一保険料）は保険料抑制事業の展開ができなくなる、地域特性の保険事業が困難になることから、方針を撤回すること。
- ②国保料引き下げを国に強く働きかけること。国に国庫負担の抜本的な増額を求めるとともに、県は、均等割、平等割を廃止、高すぎる保険料を引き下げるため、法令に基づく県費負担だけでなく、独自の財政支援を行うこと。
- ③保険料軽減策は低所得者対策として一般会計から繰り入れを財源とし、国保加入者の保険料に転嫁しないこと。
- ④保険税負担後の所得が生活保護基準額以下となる場合は保険料を軽減、減免すること。
- ⑤国保法第44条の一部負担金減免の対象要件を病気、ケガが治るまで適用できるよう改善すること。また一部負担金減免を広く周知すること。
- ⑥市町独自の法定外繰り入れなど保険料抑制策を阻害しないこと。
- ⑦支払い能力のない低所得者に対しても保険証取り上げや財産差し押さえが行われている。資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。
- ⑧地方税法15条、国税徴収法153条に基づき無財産、生活困窮状態の場合は直ちに滞納処分を停止すること。差押禁止財産については差し押さえしないこと。納税緩和措置の適用を認めること。
- ⑨健診費用に対する県の財政支援を行うこと。健診メニューを国保並みにするとともに、60%台の健診受診率を引き上げること。
- ⑩健康保険証の廃止は生命にかかる問題であり、健康保険証をマイナンバーカードに一本化する関係法律の中止を国に求めること。マイナンバーカード取得は任意であり強制しないこと。医療・福祉事業者に対し利用者の代理申請や管理を強制しないこと。

3. 生活保護について

- ①生活保護費の引き下げは違法であると裁判判決が次々と出ており保護費の適

正支給が求められている。また、生活保護は憲法25条が明記した国民の生存権を守るセーフティネットであり、該当要件を満たせば受給権利があることの啓発をすること。

②扶養照会は原則廃止、照会が必要な場合は要保護世帯の同意を得て、人権を無視する窓口対応や調査を改め、懇切丁寧な対応が行われるように、市町に通告すること。また、ケースワーカーを定数配置して、きめこまやかな生活支援体制を強化すること。

③自動車保有を理由に申請拒否しないこと、障害者の日常生活や就業に必要な自動車保有を認めること。

④2013年度からの生活保護基準、2015年度からの住宅扶助と冬季加算が引き下げられた。これらの引上げを国に求める。エアコン設置・維持にかかる費用は、住宅扶助費・生活扶助費として支給し、夏季加算を復活させ、冬季加算も拡充すること。

⑤老齢加算廃止は、「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」との判決もでている。老齢加算と母子加算を復活するよう国に求める。

⑥過少支給には無条件に全額補填支給すること。

⑦生活保護の周知広報誌に生活保護利用は国民の権利であること、通院や就職活動に伴う交通費支給を記載すること。

4. 医療体制の充実

①乳幼児・子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限を撤廃し、窓口自己負担の軽減をすること。老人医療費助成制度を復活すること。

75歳以上の後期高齢者医療保険の窓口自己負担2割は重い負担であり、2割負担者には県独自の福祉医療費助成の対象にして、負担軽減策を講じること。

②地域医療構想を撤回と適正化事業の中止を国に求める。三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合計画は中止し、各地域の病院を存続させ、地域医療を確保すること。

市立伊丹病院と近畿中央病院の統合・再編については、その跡地に急性期も含めた入院病床を持つ病院を誘致するなど、地域医療の充実を図ること。民間移譲された六甲病院について、地域医療を守るために、コロナ入院対応など従前の医療機能を維持するとともに、移譲時の約束を県としても履行させること。医師の確保の抜本的な政策を打ち出し必要な医療体制を確保すること。

③県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合後の医療を確保すること。再編基本計画について、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症対応機能の充実・強化を図るために基本計画を見直した。しかし、統合病院は病床稼働率を90%としており感染症が発生しても対応できないことが予想されるため、感染

症対応の病床を平時より確保しておく必要がある。病床数については増床すること。

④県立こども病院を成育医療センターとして拡充すること。災害時の備蓄を含め、防災体制に万全を期すこと。

⑤県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる防災対策をとること。

⑥救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。

⑦県立病院の独立行政法人化は行わないこと。

⑧県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。

⑨国に対して臨床研修医の募集定員上限を増やすことを求めること。兵庫県医療審議会において各病院から意見を聞き、臨床研修医の定員を定めること。研修医配置判定における検討項目を見直し、充実した研修履修環境を評価するものにすること。令和8年、7つの病院の臨床研修医配置ゼロを撤回すること。

⑩OTC類似薬の保険適用外計画の中止を国に求めること。

⑪保健師、検査技師など職員体制を充実させ、保健所の機能強化を行うこと。現在17か所の保健所を10万人に1ヶ所、県下50ヶ所に増やすこと。

⑫医療報酬の引き上げを国に求めること

5. 難病対策

①「難病患者に関する医療等に関する法律」は、対象疾患、医療費の自己負担、小児慢性疾患の成人継続治療などについて課題が残されている。

特定医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減することと医療費の無料化を行うこと。

②人工呼吸器の使用など、低所得の重症患者の自己負担の無料化を継続するよう国に求めるとともに、県として軽減すること。

③障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度のことについて、障害者手帳を保持していない難病患者も障害福祉サービスの利用が可能であることを周知すること。支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。

④難病相談支援センターの増設や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を充実させること。

6. 旧優生保護法による不妊手術を受けた被害者の救済

2024年7月3日、優生保護法被害者国家賠償請求訴訟の5つの事件について最高裁判所は国の責任を断じ政府に賠償を命令しました。

- ① 多大な苦痛を受けた多数の被害者に適切な措置を講じること、根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するため、県として、「不幸な子供の生まれない施策」を推進してきたことへの反省と謝罪を引き続き行い、優生思想を無くす再発防止の条例制定に着手すること。
- ② 兵庫県での強制不妊手術の記録 330 人（名前が特定できた 65 人中、居所が分かり個別通知できたのは 1 人）中、救済法の一時金の請求があった 20 人（うち他府県経由 3 件）は支給されたが、その他の被害者の特定に引き続き努力し、被害の真相究明と検証・総括を行うこと。

7. 障害者施策

- ① 兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター（あまりハ）は、重度心身障害児者の療育リハビリが拡充できるよう医師、P T、O T など専門職の配置を充分にすること。
- ② 障害を自己責任とみなした「応益負担」を課す障害者総合支援法は訴訟団と国との「基本合意」に立ち返り、「骨格提言」にそった「障害者総合福祉法」へ改善されるよう国に求めること。
- ③ 障害者差別解消条例の制定を検討し、県内の行政機関はもとより、事業者に対しても合理的配慮の提供を徹底すること。
- ④ すべての透析患者が障害等級 1 級に認定されるよう、引き続き国に求めるとともに、県独自でも透析基準が 1 級に認定されるよう社会福祉審議会に積極的に諮問すること。
- ⑤ 重度障害者医療費助成事業の対象を精神障害者保健福祉手帳 2 級まで、身体障害者 3 級まで拡大し医療費を無料化すること。
- ⑥ 低所得者に限定された在宅重度心身障害者（児）介護手当の支給対象を拡大すること。
- ⑦ 入所施設やグループホームを増設し、地域での生活を保障すること。精神科病院の病棟・病床の一部を「居住系施設」に転換する国の方針には反対すること。
- ⑧ ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。精神障害者や重度障害者の就労促進と就労定着のため、障害者就業・生活支援センターと職員を増やすこと。
- ⑨ 手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定をすすめ、全病院に手話通訳士の配置を義務付けること。
- ⑩ 聰覚障害者情報支援センター運営費を増額し、通訳・介助員の養成を進め派遣事業を抜本的に拡充、通訳・介助員の身分保障をすること。
- ⑪ 65 歳以上の障害者および特定疾病者が、障害に対応するサービスが利用でき

るよう、機械的画一的に介護保険利用を強要することのないよう市町の担当者やケアマネジャーに繰り返し周知徹底すること。

⑫特別障害者手当について広報することと、市町に制度理解を進めること。

⑬サービス管理責任者研修受講を円滑にするために、配置基準の一時的な緩和、受講費用補助、代替え職員の確保などの支援策の拡充を講じること。

⑭遠隔操作ロボットを兵庫県関連施設に導入する等によって、重度の障がいを持っている方の就労機会の確保をすること。

8. 高齢者支援、介護保険

①高齢者福祉制度では財源の 50%を負担していた国が、介護保険制度になり 25 %の負担になっているため、国に対して介護保険財政における国庫負担の割合の引き上げ、その財源をもって加算システムではなく介護報酬の引き上げを求めるこ。

② 介護給付費準備基金を活用し介護保険料の引き下げをすすめること。

利用者の負担軽減のため利用料減免制度をつくること。保険料の滞納による「利用料の 10 割負担」「財産差し押さえ」等のペナルティー廃止を国に求めること。

③難聴高齢者の補聴器補助制度創設を国に対して求めるとともに、県で先行的に制度を創設すること。難聴の早期発見のため、健康診断に聴力検査を追加すること。

④ケアマネジメントは介護保険サービスにかかる公平・中立な専門性を担保するため、無料を継続することを国に求めること。

⑤ケアマネジャーの更新研修の受講料を減らすこと。

⑥ケアプランの件数の上限を減らし基本報酬の引き上げ、要支援の換算の見直し、ケアプランの行政説明機会を減らすことで、ケアマネジャーの業務過重軽減を国に求めること。

⑦介護保険利用者負担を原則 2 割負担にするのはやめ、1 割負担を維持することを国に求めること

⑧特別養護老人ホームは老人福祉法に基づく社会福祉施設として、高齢者の生活を保障する機能があるため、入所要件を要介護 1 以上に戻すこと、日常生活継続支援加算の新規入居者にかかる重度要介護等の要件を緩和を国に求めること。

⑨国に要介護 1・2 の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行せず、介護給付の継続を求めるこ。

⑩低所得者への食費等への補助である補足給付の負担軽減策を講じること。

現役並所得者の利用料 3 割引き上げ、補足給付申請にあたっての資産調査の中止を国に求めること。2 割負担、3 割負担者に県として利用料減免制度を創設すること。

- ⑪市町ごとの実態に見合った特別養護老人ホームの新增設を行い、待機者を解消すること。そのために整備費補助単価を引き上げること。同時に介護、看護職を増やす取り組みを行うこと。
- ⑫訪問介護事業所の多くが赤字で倒産が相次いでいる中、訪問介護事業所へ補助金を出すなどの支援を行うこと。
- ⑬認知症の早期発見や認知症になっても地域で安心して暮らせる支援、また認知症の方の理解促進のために MCI 受診促進の広報をすること。認知症推進員を増員すること
- ⑭介護報酬の引き上げを国に求めること。

9. こども・子育て支援について

- ①保育現場の恒常的な人員不足、また認可保育園での配置基準が安全な保育のためには不十分であり、保育士の処遇改善とともに、更なる子ども一人当たりの保育士配置を増やす配置基準の見直しを国に働きかけ、県独自でも財政支援すること。
- ②待機児童の解消は、認可保育所の増設を基本にすること。また、保育所や認定こども園等の運営費等について、従来の水準を下回らないように、国に財源確保を求めるとともに、県単独補助を維持・充実すること。
- ③保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても民間福祉施設運営支援事業の充実など財政支援を行うこと。保育士養成、研修制度、再就職支援などを充実すること。
- ④中学校給食を自校方式の完全給食、全員喫食とし、小学校と中学校の給食費を無料にすること。
- ⑤「幼児教育無償化」の対象となっていない0～2歳児についても国・県の責任で無償化にすること。また無償化の対象になっている認可外保育所については、保育の質が確保されるよう当該保育園に促すと共に、行政としても支援を行うこと。副食費も無償化すること。
- ⑥学童保育については、対象が6年生まで広がり、子ども・子育て支援新制度の実施により、保育の量や質に格差が生まれないような県の支援が必要である。
 - ア. 運営費について、国に財源増額を求めるとともに、県の補助を維持・充実すること。
 - イ. 定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生まれることのないように市町を支援すること。児童福祉法改正によって定員・職員配置について「参酌基準」となった。保育の質を確保するため「従うべき基準」に戻すよう国に求めること。
 - ウ. 放課後児童支援員の処遇改善事業が市町で予算化されるよう支援を強める

こと。

- ⑦子どもの健やかな育ちを支え、子育て世代応援の重要な柱である。子どもの医療費を、18歳まで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。
- ⑧1次・2次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足しているN I C Uをさらに増床し、総合周産期母子医療センターを空白の但馬、丹波、北播、東播、淡路にも整備し周産期医療を拡充すること。
- ⑨妊婦健診は全額公費負担となるよう、県の補助を増やすこと。出産費用を補助する制度を創設すること。
- ⑩新婚世帯、子育て世代、母子・父子家庭に対する民間住宅家賃補助制度や結婚新生活支援事業を拡充し、県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。
- ⑪児童施設の全ての送迎バスに安全装置を設置すること。
- ⑫「子供の貧困対策推進法」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を受けて、母子父子家庭への生活支援、学習支援、夕食支援施策の具体化を行うこと。
- ⑬公立幼稚園、保育所の統廃合を中止し、現行の保育水準を後退させず安心して子育てができるよう公的責任を果たすこと。
- ⑭子ども家庭センターの専門職員の増員や、一時保護所を各センターに設置するなど、市町との連携をより強化し、児童虐待を防止する対策をすすめること。一時保護所について子どもの居場所にふさわしい設置基準をつくること。
- ⑮子ども誰でも通園制度は現場保育士の負担が増える、事故のリスクが高くなる、経営に支障が出ることが懸念される。制度中止を国に求めること。
- ⑯自立援助ホームは県5か所、神戸市1か所、明石市2か所と少ないため増設すること。

10. 生理用品配布拡充

生理用品購入の経済的負担について、「生理の貧困」問題から、ジェンダー平等の視点で生理用品の無償化への移行が全世界で大きな課題になっている。県立高等学校、私立学校（小中高、専修・各種学校含む）、全53大学（短大、高専含む）生理用品の無償配布が実施されているが、全ての学校、公共施設への生理用品の無料配布を進めること。

11. DV対策・性暴力被害対策

- ①DV対策は、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。また、民間シェルターへの助成を拡充すること。
県女性家庭センターでの一時保護の時、避難してきた女性の気持ちを尊重し、携帯電話の使用や必要な外出を認めること。安全確保は、施設の責任において行う

こと。民間シェルターなどへの一時保護委託もスマホの使用などを認めること。ステップハウスとして県営住宅が提供され歓迎されている需要に応じて戸数を増やすこと。

②暴力被害対策の強化のため、「よりそい」の機能、医療連携を強化すること。ワンストップセンターである「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の運営費補助の増額など支援を強化すること。

③困難な問題を抱える女性支援にあたる女性相談支援員は22市町で未配置であり、3年未満の勤続年数の相談員が多い。不安定雇用によることが要因の一つであると考えられるため正規職員化を進め、全市町で女性相談支援員の配置をすること。

12. アスベスト被害支援

阪神・淡路大震災時に復興関連の仕事に従事した方の中で、少なくとも6人がアスベスト被曝が原因と認められ、労働災害・公務災害認定されている。

アスベスト被曝から中皮腫などの関連疾患の発症までの潜伏期間は10数年～50年と言われていることから、震災後のがれき処理などに携わった労働者、震災当時、被災地に居住歴のある方への広報、健康管理手帳制度について周知徹底をおこない、継続的な健康調査、石綿関連疾患を発症した方の追跡調査などを市町と連携して行うこと。

13. 喫煙による健康被害の軽減

①受動喫煙の防止等に関する条例の規制を強化し、マンションなどの共有部分やベランダは、受動喫煙をなくしていくこと。県民への啓発をすすめながら、タバコ対策を総合的にすすめること。また、小・中、高校生に対する防煙教育を強化すること。企業検診と連携し、禁煙勧奨や経済的支援など禁煙支援を行うこと。
②入院中に禁煙指導開始が行えるように診療報酬の改定を国に働きかけること。
③日本たばこ産業株式会社（JT）から自治体への寄付は、「見舞金」「医療支援」など「地域貢献活動」の一環として行われるものであっても、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」（タバコ規制枠組条約）5条3項のガイドラインでは「タバコ産業から献金を受け取ることを許可してはならない」としている。JTからの寄付は辞退すること。

14. 年金について

①マクロ経済スライドの廃止、低年金・無年金者をなくすよう国に求めること。
②年金の受給資格期間が10年に短縮されたことについて、国と連携しながら漏れのないよう県民に周知徹底すること。

15. 新型コロナウイルス感染症対策

- ①医療機関と連携して新型コロナウイルスの患者数の公表をすること。
- ②後遺症のある患者を把握して、在宅酸素の提供など県として救済措置を行うこと。
- ③検査、外来診療、治療薬は保険診療とせずに公費負担にすること。

16. 被爆者対策について

- ①被爆者への謝罪、国家補償の明記、遺族弔慰金の支給、全被爆者への年金支給、被爆者の認定など被爆者援護法の抜本改正を国に求めるとともに、県として支援事業を実施すること。
- ②県が行う「被爆者健康手帳」申請受付は、認定がスムーズに行えるように、ただちに改善を図ること。
- ③引き続き相談窓口体制強化など相談活動の充実、療養施設の拡充と利用割引制度充実すること。
- ④被爆者二世健康診断について、健診回数を増やし項目の拡充をすること。
- ⑤疫学データを公表すること
- ⑥被爆者には介護手当が出ることを周知すること。

第5. すべての子どもの命を守り、成長発達を支える教育への転換を

県立高校の統廃合計画については、行き届いた教育ができないことや通学に負担がかかることや地域コミュニティーが無くなるなどが懸念され、地域の県立高校の存続を求める要望は強い。少子化を理由に、望ましい学級規模が必要だと統廃合ありきの計画を推し進めるのではなく、学校を存続させ、すでに進めた統廃合の検証や、保護者や地域住民の意見を十分に聞いて、きめ細かな教育を進めることができるよう県立高校での少人数学級に踏み切ることが求められている。

また、高すぎる学費、不十分な奨学金制度のもと、教育の無償化・負担の軽減がより一層求められている。

教育は子供も教員も主体性のある人間として接することで成立する。教員は上司の顔色を伺うのではなく、目の前の子供と一緒に過ごす教育者として自らの判断と責任で仕事ができる環境が求められる。

1. 競争とふるいわけの教育をあらためること

- ①県立高校教育改革第3次実施計画は、1学年6~8学級の維持が必要だとし、望ましい学級規模を満たすための実施計画としているが、1学年6~8学級の維持の方針を見直し、30人学級に早急に取り組むこと。
- ②学区拡大は、県立高校の入試において、地元の高校に行けず遠距離通学を余儀なくされるなど生徒の進路に影響を及ぼすだけでなく、地域をあげた高校を残す取り組みにも逆行しており、すべての中学校卒業生の進路状況に関する調査を行い、詳細な検証を行うこと。全県1学区等のさらなる学区拡大を行わないこと。
- ③全国いっせい学力テストの中止を国に求めること。
学力テストよりも、子どもたちに寄り添った丁寧な学習指導を行う体制を整えること。
- ④業者テストの中学生統一模試など、学習到達度テストを学校教育に持ち込ませないこと。
- ⑤入試スピーチングテストは音漏れなどにより公平な評価が難しいため廃止すること。

2. 教育条件の整備をすすめること

- ①深刻な教員不足で、担任が決まらない事態も毎年続くなど、早急に事態の改善が求められている。
未配置の実態を教育委員会の責任で実態に即した調査をし、実数で正確に把握するとともに、教員の確保に全力を尽くすこと。教職員定数の改善を図ること。
- ②文部科学省は小学校の学級編成標準を見直し、2021年度から5年間かけて35人学級を小学6年生まですすめ、中学校での35人学級も検討をしているが、教職員定数改善は見送られたままである。このため教職員については、加配定数の一部が基礎定数に振り替えられ、必要な教職員が確保されないばかりか、これまでの加配定数を活用した教育活動ができない事態となっている。加配定数の振り替えではなく教職員を確保とともに、21人程度の少人数学級をめざし、教職員定数改善を国に強く求めること。
- ③県教委は、前年度から中学校で35人学級を選択できるようにしたが、29校にとどまっている。選択制でなく、35人学級に必要な教職員を確保し、小学5年生までとなっている35人学級を中学、高校まで広げる決断をすること。
- ④熱中症警戒アラートなど情報を適切に活用し、熱中症対策を強化すること。特別支援学校も含め、すべての教室、特別教室、体育館へエアコンを設置すること。また、適切にエアコンが使用できるよう学校運営費など財政確保をすること。
- ⑤新型コロナウイルス感染対策には十分な換気が必要であり、子どもの健康安

全維持のために、これまで以上に学校環境衛生基準を守ること。

⑥校内の感染予防対策としてスクールサポートスタッフを配置し、消毒液など確保するとともに、新型コロナウイルス等感染予防対策に万全を期すこと。

⑦ICT環境の整備、遠隔学習支援、サンテレビを活用した学習支援番組の制作など進めてきたところであるが、インターネット環境を充実させ十分な体制整備を引き続き行うこと。

⑧全ての学校トイレに生理用品を備えること。

⑨通学路の定期的な安全点検を行い、ブロック塀や歩道など危険個所の整備を進めること。

⑩学校給食の無償化のため、市町支援を行うこと。

安全で豊かな完全給食を全ての小・中・特別支援学校で実施し、学校給食を柱とする食育を推進すること。市町に対する運営費補助制度を創設すること。

⑪部活動の地域移行については活動場所、費用、移動手段など多くの課題がある。地域の実情を把握し、課題を解決したうえで地域移行を行うこと。地域移行後も部活動における教育的支援を行うこと。

3. 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

①県立大学・県立芸術文化観光専門職大学の入学金と授業料無償化を県外生も含めて早期に全学年の入学金・授業料の完全無償化を行うこと。

②大学生、高校生を対象にした県独自の給付制の奨学金制度の創設を行うこと。

③物価高騰などによる経済的理由で中退する学生の割合が増加するなどより深刻になっている。全学生を対象にした学生緊急支援金の支給、学費を半額免除するための財政措置を行うよう国に求めること。

④すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料の無償化をはかるよう国に求めるとともに、県独自でも減免措置をとること。

⑤私立学校の授業料の無償化を国に求めるとともに、県独自でも減免措置をとること。

⑥私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県としても拡充すること。

⑦高校1年生から、1人1台のタブレット端末を自己負担購入する方針を撤回し、県費負担による無償貸与とすること。また、通信費への補助も行うこと。

⑧義務教育は無償が原則であるにもかかわらず、修学旅行費や教材費などの負担が家計を圧迫しており、無償化の原則に即して家計負担の解消を国に求めること。また、就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。

⑨学校給食費の無償化へ向け、減免制度の創設など市町を支援すること。

⑩通学費負担軽減の措置を行うこと。

4. ゆたかな障害児教育を行うこと

①スクールバスの安全な通学を保障するため、添乗は民間委託せず公的な介助員を配置すること。

②2021年に定められた特別支援学校の設置基準は、2023年から新設校に適用されたが既設校は除外されている。既設校についても、努力義務ではなく設置基準を適用し施設整備を進めるよう求めると共に、県としても施設整備を進めること。その際「分教室」やプレハブ校舎など安易な対策でなく、新たな施設整備を進めること。

③武庫川特別支援学校は、暫定的に旧尼崎特別支援学校の校舎を活用し2022年4月に開校しているが、教材等の不足が指摘されており、必要な教材や施設改善を早急に行うこと。

新設工事の遅れにより新校舎の供用開始が遅れることで、2023年から新校舎に通学できる予定であった高等部は旧校舎に通学せざるを得なくなった。高等部の学びを保障するための施設整備を行うこと。

併設するこばと聴覚支援学校は、就学前の聴覚障害児教育の中核として重要な役割を担っており、一層の機能強化をはかること。

④特別支援学級は一クラス6人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。

⑤小・中・高すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。

⑥特別支援学校の寄宿舎への正規教員の適切な配置と夜間警備体制をつくること。

⑦医療的ケア児の教育の権利を保障するために、ケア児を受け入れるための教職員への研修や、ケア児を受け入れる学校への看護師の配置、環境整備などを遺漏なく行うこと。

5. 「いじめ」対策の強化について

①いじめの兆候があれば後回しにせず、直ちに対応をすること。教師個人任せにせず、学校・教育委員会でチームを作るなど集団で対応すること。こどもの心に寄り添い、生徒理解を深める支援を行うこと。その際、いじめ対策のスキルアップを常に行い、問題をつかむよう専門性を高めること。

②学校現場では子どもの自主的活動の比重を高め、いじめを止める人間関係をつくる学校づくりをすすめること。被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応すること。被害者・家族の知る権利を尊重すること。

- ③いじめによる重大事態が発生し、調査等を行う場合、子どものプライバシーを守りつつも、隠ぺいなどにつながらないよう調査の透明性を十分補償するよう留意すること。
- ④いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にする学校をつくること。子どもの権利条約の普及に努めること。
- ⑤学校で困難をかかえる子どもたちへの支援を一層強化するため、スクールカウンセラーの増員を図り、小学校での全校配置をすすめること。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保のため、市町支援の強化を図ること。
- ⑥ネット・SNS（LINE等）を通じたいじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。
- ⑦小学校の不登校児童生徒支援員配置目標を100%にし、小学校での不登校対応を強化すること。
- ⑧保護者に対して相談機会やセルフヘルプの機会を設けるなどをして支援を行うこと。
- ⑨不登校休業制度の新設及び介護休業、育児休業制度の拡充を国に求め、制度の周知徹底を行うこと。

6. 子どもの権利、個人の尊厳を何よりも大切にする学校にすること

- ①子どもにも、憲法に規定されている基本的人権は広く保障されている。同時に、成長・発達途上にある特別な子ども期にある者として、保護される権利、教育・社会保障への権利、社会参加の権利など「子どもの権利」の保障が求められている。ところが、少なくない学校で、個人の尊厳や多様性からかけ離れた画一的な指導が横行し、時に子どもの人権を脅かし、成長・発達への障害となり、不登校の要因にもなっている。学校のあり方を、基本的人権と「子どもの権利」の視点から見直すこと。
- ②生徒にとって理不尽で、守る理由がわからない、いわゆる「ブラック校則」や、規則や罰則を細かく決め問題行動を管理・指導する「ゼロトレランス（寛容ゼロ）」、体罰や「指導死」を学校からなくし、子どもの権利を守ること。
- ③学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務であり、「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全条例」を制定すること。不審者対応を含めた安全対策の専門職員配置を施設の改善をすすめるとともに、学校安全のための住民の自主的な取り組みを支援すること。
- ④不登校の子どもの権利を尊重し、公的支援を拡充すること。

- ⑤ 性的マイノリティ（L G B T Q）の子どもへの配慮と支援を強化すること。教員に対して性的マイノリティ教育を強化すること。
- ⑥ 18歳選挙権の実施にともない、主権者教育、政治教育を充実させること。行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への不当な介入をおこなわないこと。高校生に対する政治活動を制限させる憲法違反の通知を撤回させ、高校生の政治活動の自由を保障すること。
- ⑦ トライ・やるウィークで自衛隊での職場体験は行わせないこと。市町が自衛隊への名簿提供を行わないよう県から要請すること。

7. 教職員の「働き方改革」について

- ① 労働時間を「繁忙期」は一日10時間とし、「閑散期」と合わせて1年間トータルで一日8時間以内にする変形労働時間制は、1日8時間労働の原則を壊すものであり、長時間労働を固定化・助長することになるため適用しないこと。
- ② 県教委は、教職員の業務量の適切な管理に関する措置を定める規則の制定や、県立学校業務支援員、市町立学校のスクールサポートスタッフ、部活動指導員などを配置し業務改善に取り組み始めているが、教員の多忙化を抜本的に解消するためには、教職員の増員が不可欠である。教職員定数改善で教職員を増員し少人数学級（20人学級）を進めるよう国に求めること。県教委としても、少人数学級を拡大し、教職員定数増をはかること。
- ③ 給特法が改定されたが根本的解決にはならない。給特報を廃止し教職員も労働法を適用し、超過勤務手当などを保障するよう国に求めること。
- ④ 臨時教職員、非常勤講師など非正規の処遇を改善し、早期に正規雇用に切り替えること。
- ⑤ 教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。
- ⑥ 教員勤務実態調査は個々の教員が回答する方式にして実態を適切に把握すること。

第6. 物価高騰のもと、内需を高め、雇用対策と中小企業支援により県民のくらしと営業を立て直す経済政策を

日本経済は「コスト削減による競争力強化」を振りかざして、リストラと非正規雇用の拡大で賃下げ構造をつくってきた。今後進めるリスクリング、職務給の導入による賃金体系見直し、労働移動の円滑化による三位一体の労働市場改革

は益々の賃下げ構造である。

産業の空洞化、技術力の流出も進み、大企業・富裕層への減税の一方で年金削減や医療・介護の負担増など社会保障の連続改悪を強行した。

物価高騰で苦しんでいる暮らしと営業を立て直すには、雇用対策と賃上げと経営安定化させる中小企業支援が必要である。

また米国関税措置への対応を強化して影響を受ける中小企業に対しての支援が必要である。

1. 米国関税措置への対応について

①米国関税措置対応パッケージを展開しているが、対応の強化が求められる。ゼロゼロ融資、セーフティネット貸付制度の要件緩和と返済猶予・免除要件を付加するなど、雇用・経営の維持継続を目的に、地域の実情に応じて応用が利く支援制度と、補助金交付などの直接支援を国に求めつつ、県も緊急に支援制度を創設すること。

②農作物輸入増の影響を調査すること。食料自給率が向上する施策を展開すること。

2. 税関係制度の是正

①消費税減税は、物価高騰から暮らしと営業を守るうえでも、兵庫経済を強くするうえでも一番求められる対策である。消費税を5%に減税し、資本金10億円以上の企業法人税率引き上げを国に求めること。

②インボイス（適格請求書）制度の導入を中止すること。納税が困難な事業者には、減免措置をとることを国に求めること。

③経営者には税に関して気軽に相談できる窓口が必要である。税理士法の「税理士でない者が税務相談を行った場合の命令制度」の廃止を国に求めること。

3. 交付金の適正使用

①物価高騰策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し低所得者へ給付金を交付するなど緊急対策をすること。

②地方創生交付金は結婚や出産、または育児に希望を持つことができる社会環境の整備や移住及び定住の促進に資する事業、地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、観光の振興、農林水産業の振興のために適切に使用すること。

4. 商店街や小売店への支援

①大企業への支援は、雇用と下請け・関連企業への社会的責任を果たすこと目的にすること。これまでのように、大企業への支援=公的資金投入と引き換えに、

- 労働者のリストラ＝雇用破壊を条件とするようなことは行わないこと。
- ②大型店の出店・撤退は、地域の商店街・小売店を衰退させ「買い物難民」を生む要因のひとつとなった。商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やし、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスを漏れなく行うこと、大型店の出店・撤退等による生活環境や地域経済への影響評価と調整・規制をして商店街の小売店へ財政支援を抜本的に強化すること。
- ③住宅リフォーム助成制度の拡充、商店街振興対策予算によって商店リフォーム制度を拡充し、地域振興を行うこと。

5. 地域産業の振興

- ①地域の雇用や文化の土台を担っている地場産業・伝統産業へ開発や振興支援、広報を一層強化すること。
- ②農林水産物を活用し、その生産・加工・販売・流通など各段階で地域に仕事と雇用を生み出すため「農・商・工」連携のとりくみへの支援を拡充し、地元農水産物の給食材への活用、地元木材の公共事業などへの活用をすること。消費者と結んだ直売所・産直センターなどへの支援をすること。
- ③産業集積を担う町工場の固定費の負担軽減のため、リース料の支払い猶予を広げるとともに、機械設備のリース料や借り工場の家賃に対する直接補助を行うこと。

6. 生活密着型公共事業への転換

保育所・特別養護老人ホームの建設、福祉施設の増設により、福祉の向上とともに中小企業の仕事と雇用の増加につなげること。

7. 地球環境改善事業支援

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を飛躍的に促進するため、地産地消のエネルギー対策を地域住民と地域の中小企業、農林水産業などが連携して地域振興策として推進できるよう県として支援すること。

8. 賃金引上げ

- ① 最賃引き上げは、日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、最低賃金1500円をすみやかに、実現し、全国一律の制度とするよう国に求めること。特に中小企業の最賃引き上げのためには、直接支援が必要である。中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免するなど、抜本的な支援策拡充のために、支援予算の増額を国に求めること。また、県として独自の支援策を講じること。

② 岩手県では時給50円以上の賃上げを行った中小企業に対し、1人あたり5万円の賃上げ支援金を補助する制度を創設している。群馬県や徳島県なども賃上げ支援政策を行っている中、兵庫県も賃上げをした中小企業に対しての支援政策を行うこと。

③ 男女の賃金格差は、年収で240万円、生涯賃金で1億円にのぼるといわれている。政府は、男女賃金格差の公表を義務づける方針を表明したが公表の徹底とともに、企業には正の計画をつくらせ、政府がその実態を監督・奨励するしくみを確立することが必要であり、国に求めること。

9. 長時間労働のはじめ

① 国の「働き方改革一括法」は、過労死水準の残業を合法化し、高度プロフェッショナル制度「残業代ゼロ制度」の導入により、長時間労働を固定化し、悪化させるものである。廃止を国に求めること。

② 残業上限規制に例外を設けず、「週15時間、月45時間、年360時間」とする大臣告示の法定化とともに、勤務から次の勤務までの間に連続11時間の休憩時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化を国に求めること。

③ 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶に向けて、引き続き労働局と連携し取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用者の義務を、労働者や学生に知らせる広報、啓発活動を強化すること。長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用をふやすよう、県下の経済団体、企業に働きかけること。

④ 過労死防止法にもとづき、啓発や相談体制の整備、民間団体が行う過労死防止に関する相談活動の支援策を講じること。

10. ハラスメント根絶

① 2019年6月、女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の公布とともに、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となっているが、ハラスメント行為の禁止規定を見送ったことは重大である。ハラスメント全般（第三者からの行為を含む）の禁止規定を盛りこむことと、被害にあった労働者の申し立てを受け迅速に調査・救済する独立した第三者機関を設置することを国に求めること。

② ハラスメントを無くすために、ハラスメント防止を企業の就業規則に明記しているかの確認、相談窓口の設置、ハラスメント禁止啓発、研修開催をすること。

③ 県職員に対するハラスメント防止指針の周知と継続して研修を行うこと。

1 1. 安心、安定労働

①学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルールづくりを行うよう国に求めること。

②県内の企業に対し労働契約法による無期転換ルールを守る指導を徹底すること。

③労働者派遣法の抜本改正はじめ、派遣は、一時的・臨時的なものに限定し、正社員との均等待遇など派遣労働者の権利を守ること、非正規労働者の正社員化をすすめるよう、国に働きかけること。

④パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定などにより、正社員との均等待遇を図ると共に、解雇・雇止めを規制するよう国に働きかけること。

⑤シフト制労働者の権利を守るために、労働契約に賃金の最低保障額や休業手当の支給を明記するなどのルールをつくるよう国に働きかけること。

⑥ギグワークなどの無権利な働きかせ方を広げる規制緩和に反対し、権利保護のルールをつくるよう国に働きかけること。

⑦フリーランスに労災保険と失業保険が適用されるよう国に働きかけること。

⑧県契約からワーキングプアをなくし、生活できる賃金をはじめ、人間らしく働くことのできる労働条件を保障する公契約条例を制定すること。

⑨職場内で熱中症予防のための体制整備、手順書作成、周知徹底ができているかを点検すること。

1 2. 雇用確保

①地元中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小企業に対し、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面でのさらなる支援策など、具体的な支援策を実施すること。

②離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任をもって行い、正規雇用につながる実効あるものにすること。

③出産・育児、その他の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。産休・育休、介護休暇など、求職した労働者が不利益なく復職できるよう企業に働きかけること。中小企業へは特別の配慮をすること。

④地方労働委員会の労働者代表委員の選任は、特定労働組合の独占でなく、多様な選任を行うよう抜本的に改善すること。女性の労働委員を選任すること。

1 3. 中小企業への財政支援

- ①内需・家計に犠牲を負わせながら、もっぱら外需、インバウンドに依存してきた観光政策や産業から内需・家計を軸にすえた経済政策への転換が必要である。雇用の約8割を占め、本県経済を支えている中小企業の振興を図るため、中小企業振興条例にもとづいて、中小企業・小規模事業者への予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。
- ②労働者を雇用すれば赤字でも負担する社会保険料の事業主負担分を、賃上げ実績に応じて減免する中小企業賃上げ支援制度をつくること。経営困難な事業所の社会保険料を猶予・軽減する制度をつくること。
- ③「兵庫型奨学金返済支援制度」をさらに活用しやすいものにするために、県の負担金額を増やすこと。中小企業の負担を軽減すること。
- 兵庫型奨学金返済支援制度の要件であるSDGs宣言企業、ミモザ企業、ワーク・ライフ・バランス宣言企業の認定要件を周知すること。
- ④中小企業への融資審査で税金完納要件を廃止するとともに、業種、年齢、性別、経験年数による差別をやめること。無担保・無保証人制度を拡充すること。
- 地域金融活性化法の創設による貸し渋り、貸しあげ禁止と貸し出し状況公表をすることを国に求めるこ
- ⑤「産業立地促進」制度（補助・税軽減）を地域経済をささえる中小企業のが利用しやすいよう、投資額や新規雇用人数の要件を下げること。

14. 中小企業への運営支援

- ①中小企業振興条例にもとづく計画策定に当たっては、市町と協力し、中小企業の悉皆調査を行うことまた、中小企業者、関係団体が幅広く参画した「振興会議」を常設すること。
- ②中小企業への発注率を高めるために、分離・分割発注をすすめ、「小規模工事希望者登録制度」の活用、ランク制の厳格実施などをすすめること。インターネットを利用して入札価格の競り下げを競い合う「リバースオークション」はせず、果てしないダンピング競争をなくすため、独禁法など現行のルールを厳正に執行するとともに、最低制限価格制度を導入して適正化をはかること。
- ③中小企業が行う社会的要請にこたえた再エネの利活用や省エネ、環境や福祉や建築の製品やサービスを率先して購入し、その評価を広く知らせること。
- ④基盤技術の担い手である町工場に対して、単価・工賃水準の実態調査を行い、工場の家賃や機械リースへの支援、雇用維持への支援を強め、廃業の増加に歯止めをかけること。

15. 中小企業を取り巻く状況改善

- ①コンビニ本部による「もうけ本位」の「搾取システム」を改め、24時間営業

の見直し、ドミナント出店の規制など、コンビニオーナーの営業と健康を守るために国に働きかけること。

②県立工業技術センターは、中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている。中小企業のニーズにこたえ、同センターの技術を継承発展させていくために、必要な増員をおこなうこと。

第7. 食料自給率を向上させ、持続可能な農林漁業の支援を抜本的に強める

コメ不足が露呈するなど、日本の食糧確保が深刻な事態に直面している。一方、食糧生産をすすめている農業と農山村は、国の政策により担い手不足と農地崩壊等により歴史的危機に追い込まれている。いまこそ農業を基幹産業としてあらためて位置づけ、農家と農地支援をすすめ、38%に落ち込んだままとなっている食料自給率を抜本的に引上げる施策が求められる。

1. 食料の外国依存をきっぱり転換し、食料自給率の向上を国政の柱に据え、早期に50%台を回復し、60%台をめざすよう国に求める。県内自給率を向上させるための目標と計画を設定し、具体的な施策を実施すること。

2. 米の需給・価格、流通を安定させ、政府備蓄米を200万トン以上とし、計画的に買い入れ、必要時の速やかな放出を行えるよう国、県の責任を明確にし、対応すること。なお、水不足と高温で不作が指摘されているなか、安定供給できるよう早急に対策を講じること。

3. 生産者に再生産可能な所得・価格を保障し、消費者には納得できる手頃な価格で提供するために、生産者に対し、生産に要した経費と勤労者並みの労働報酬を保障する米価と、市場価格がそれより下がった場合の差額を補填する制度の創設、水田のはたす環境・国土の保全など多面的機能に配慮した所得補償を実施するように国に求める。

4. 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資など支援の充実とともに、家族営農を含む中小零細農家が農業を続けられるように抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を行うこと。新規就農者への助成・支

援について要件緩和を行うなど拡充すること。

5. 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

6. 農地を担い手に集約する「農地中間管理機構」については、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。

7. 国が打ち出している水田活用交付金の見直し・大幅カットは、減反政策に協力してきた農家への重大な裏切りである。水田活用交付金の見直しを中止し、交付金は、米と他作物との収益性の較差を是正することを基本に、維持・拡充するように国に求めること。県として、水田での畑作物等の作付けが長期化し、実質的に畠地化している場合でも、麦・大豆・飼料作物の生産が維持できるよう支援をおこなうこと。

8. 肥料・飼料・燃油などの価格高騰対策を緊急に実施すること。

①農家の営農を支えるため、国に肥料価格の高騰分を農家に直接補てんする緊急対策を実施させるよう要請し、県としても対策を講じること。

②燃油価格の高騰にたいしては、施設園芸生産者への省エネ機器導入支援にとどまらず、農業生産者に対して直接補てんをおこなうこと。

③配合飼料価格高騰が長期化しており、高騰前の価格を基準に補てんできるよう支援をおこなうこと。畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。円安等による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。

9. 種子法廃止に伴い、米・麦・大豆の奨励品種の種苗育成を県として管理・育成するための県条例が制定されたが、今後も農家に対し、安定的に安価に種子を提供し、開発・生産・普及を行えるよう県が責任をもつこと。種子法の制定を国にもとめること。

10. 国に登録された作物の種や苗を農家が自家増殖する場合、許諾料の支払いを求めて事実上禁止する種苗法が改定された。

同改定には、育成者権の乱用を防止する規定がなく、同改定によって、育成者権のみが強化され種苗会社の力が強くなれば、企業による種苗の支配が強まる。自家増殖の事実上の禁止は、農業者の権利を奪い、種苗の単なる利用者・消費者

にするもので、農業の多様性や生産者の創造性を奪うことになりかねない。また、新たに許諾料の支払いが求められれば農家の負担が増えるのは明らかです。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めており、農民の権利をうばう改定種苗法は廃止することを求ること。

11. 異常気象が指摘され、豪雨災害など自然災害が多発している中、災害復旧、被災農家への支援の拡充が求められている。

国に、災害復旧制度の拡充を求めるとともに、県としても、面積要件などが該当せず災害復旧事業の対象とならない農産物・農地・農業施設の復旧を支援すること。

12. 豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究体制の抜本的強化が求められる。県内に3カ所ある家畜衛生研究所の獣医師など専門職の配置増など体制強化するとともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保健制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

13. 鳥獣被害対策について、防護柵などの設置・更新への補助増額や駆除に参加する獣友会員への支援など、被害防除や駆除対策を引き続き強めること。被害を食い止めるとともに生息できる生態系を取り戻す研究と対策を強めること。

14. 小中学校の給食への県産農畜水産物などの供給や、中学校給食の実施への支援を強め、農政環境部・産業労働部・教育委員会などが連携し、県産農畜水産物の販路拡大と食育に寄与する地産地消を抜本的にすすめること。米飯給食実施への補助制度を復活すること。

15. 新型コロナの影響によるいわゆる“ウッドショック問題”で、米国や中国で木材需要が急増した結果、現在、国内木材流通量が減少し、価格が高騰している。県内工務店、建築関連業者は非常に多い。作業が止まれば地域経済にも甚大な影響を及ぼす。県内流通状況の調査や便乗値上げ・買い占めなどの監視を国と連携しながら行い、中小工務店・建築関連業者への必要な支援・対応を行うこと。

16. 2022年度から「改訂漁業法」が施行された。

国に対し、漁業者の意見を率直に聞き、家族経営と漁業者の共同で成り立っている沿岸漁業、沖合の中小漁業者が、資源の実態にあった持続可能な漁業が行える

よう漁業法の見直しを求めるこ。

県として、地域に定着した漁業者の意向を踏まえ、地域漁業者の優先権を保障するなどの条例を策定するとともに、経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保障、所得補償をはかるよう国に求めるとともに、共済制度の拡充や、水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県としてとりくむこと。漁業への新規就業者支援を行うこと。

17. 不漁、災害、燃油高などに苦しむ漁業経営を支援すること。

- ①不漁続きで休漁・減船に追い込まれようとしている漁業経営に、資源が回復するなど収入の見通しが立つまでの間、経営・生活が成り立つよう新たな支援制度をつくる。
- ②魚価の低迷、販路の喪失などにたいし、漁業経営維持のための給付金を充実させ、生産と流通機能の維持・充実をはかる。
- ③国に働き掛けかけ魚価安定対策を強化し、産地魚価の下支え対策を強める。豊漁や需要減などによる魚価下落を防ぐため漁業団体などが行う調整保管を支援する。
- ④漁業共済・積み立てプラス制度において、掛け金負担を軽減、要件緩和などで中小漁業者が加入しやすくする。
- ⑤不漁の長期化で漁業者・水産加工業者が漁獲対象の複数化などを選択する場合、沿岸・沖合の漁業者間の調整を行いながら、必要な設備や施設への投資、原材料の確保、販路拡大への支援を強化する。

18. 農地を活用したソーラーシェアリング、農業用水路やため池等を活用した小規模水力発電やバイオマス発電への支援をはじめ、再生可能エネルギーの普及と農村の活性化のための住民主体の取り組みへの支援を充実すること。

19. 「行革」により農業改良普及センターや試験研究機関の統廃合・人員削減が行われてきたが、きめ細かな営農指導や試験研究が十分行えるよう、人員配置や施設整備など充実を図ること。

第8. 大型公共事業優先から、地域循環・生活密着型の公共事業へ

地球規模での気候危機により猛暑が続くとともに豪雨や大型台風などによる災害、予想される南海トラフによる大災害に備える沿岸、河川、土砂災害対策が

急がれる。不要・不急の新規大型開発事業を中止・抑制し、防災・生活密着型事業、公共施設の老朽化による維持管理・更新などへ予算の使い道を切り替えていくことが必要である。

1. 河川整備・治水事業について

全国各地で線状降雨帯が発生し、河川氾濫、土砂災害など、各地で甚大な被害をもたらしている。地球温暖化による気候危機が災害頻度や規模をより深刻なものにしている。県民の命と安全を守るための河川整備などの総合的な治水整備事業が急がれる。

- ①現在の河川整備基本方針や河川整備計画を、大型化した台風や豪雨などをふまえた必要な見直しをおこない対策を強化すること。また県下すべての水系における河川整備基本方針・河川整備計画を策定し、河川整備を速やかに行うこと。
- ②毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策など予算を大幅に増やすこと。各戸雨水貯留施設設置を進めること。
- ③西日本豪雨災害を受け、県はダムの事前放流を計画的に行うこととした。ダムの事前放流、緊急放流については、専門的技術力が必要であり、県としての技術力と職員の確保・育成をすること。
- ④河川維持管理費が県「行革」で削られている。河川維持管理費を増額し、防災・減災対策を強化すること。
- ⑤河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、「アーマー・レビュー工法」などによる堤防の補強や危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。
- ⑥2023年の天神川で起こった破堤事故を繰り返さないために、県などが行っている河川改修などの工事現場の安全性や工法の確認など、総点検をおこなうこと。
- ⑦厚生労働省の調査で、兵庫県内の災害拠点病院の18施設中7施設(39%)が、災害拠点病院以外の病院では、329施設中82施設が洪水浸水想定区域に立地している。周辺河川に対するハード対策を行えるよう早急に調査し対策を講じること。

2. 武庫川水系河川整備計画とダムについて

- ①計画策定から20年間はダムに頼らない総合的な治水計画がつくられたが、武庫川流域のダム計画はきっぱりと中止すること。
- ②総合治水対策のなかで、将来の分担量目標が極めて低く設定されている。千刈ダムの治水活用へ向けての取り組みは大きな前進だが、流域対策の目標量を引き上げ、抜本的に強化すること。

③河床掘削や堤防補強など、武庫川の安全対策を十分にすすめること。その際、住民合意を重視すること。

④天然鮎の遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

3. 土砂災害防止対策の強化等について

2023年の台風7号による香美町での土砂崩れは、土砂災害特別警戒区域で未整備力所での崩落となり、大きな被害をもたらした。

①砂防関係施設の整備状況は、土石流対策は41.7%、地すべり対策は51.7%、がけ崩れ対策は、27.9%と遅れている(全体で3477カ所／9880カ所、35.2%)。予算枠を抜本的に増やし、早急に対策を講じること。さらに必要な整備を行うこと。

②土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定と見直しを早急に行い、対策を強化すること。

③レッドゾーンに指定した区域について、整備・移転費用など県の独自支援を行うなど速やかに対策を講じること。

④土砂災害によって、居住困難となり、移転を希望する被災者については、移転費用についても、県独自の支援を行うこと。

⑤生活に支障をきたす民地の土砂撤去は公費で行うこと。

4. 急傾斜地崩壊対策事業を急ぐとともに、地元・受益者負担について、市町や住民負担の軽減を行うこと。

5. 県行革により、県内の土木事務所が22カ所から13カ所に減らされている。昨今の異常気象による災害などに対応するためにも、土木事務所機能と職員の役割は大きい。少なくとも行革で減らした土木事務所と職員を復活させ、さらに必要な体制の充実を行うこと。

6. 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備計画」の推進に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとすること。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化、垂直避難のための民間マンションとの協議などをすすめること。

7. 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」耐震化補助の予算を増額し、耐震診断を無料にすること、各補助単価を引き上げ、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。

8. 「基幹道路八連携軸」計画が引き続き進められている。人口減少、自動車保有台数減少、CO₂削減、テレワークの推進や分散通勤など、時代の変化に合わせて高速道路の在り方も見直す必要がある。これまでの道路政策を転換し、東播磨南北道路の延伸、名神湾岸連絡線、大阪湾岸線西伸部やなど不要不急の高速道路事業を中止すること。生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

9. 播磨臨海地域道路計画について。

当局は、本道路建設の必要性について、国道2号バイパス等主要幹線道路の慢性的な渋滞を緩和し、物流の効率化を図るとしている。しかし、渋滞しているとされている姫路・加古川バイパスの交通量は2005年をピークに減少している。また道路の交通容量に対する交通量の比という混雑度についても高砂北ランプ辺りでは、2005年が1.59だったものが2021年には混雑率が1.0を割っている。さらに観光周遊の促進ともいうが、観光客の神戸から姫路までの移動手段は、鉄軌道が6割を占めている。本道路設置の必要性の根拠はことごとく破綻している。

地元では都市計画案に基づき公聴会が行われたが、住民の方からは、公聴会の開催そのものを知らなかつたとの声もある。計画を知った地域住民からは、民地の真上、あるいは小中学校や高校の上や近隣を通るようなルートは納得できない。立ち退き、自然破壊など、不安の声が多数である。学校、住宅、墓地、緑地をつぶしてまで建設する必要は全くない。本計画を中止すること。

10. 「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」は、2028年度までの計画が示されたが不十分である。

①計画では、「舗装」「防潮堤」「岸壁等係留施設」「防潮堤等外郭施設」などで、「要対策」に対する「計画力所数」が著しく低い。生活や防災に関わる部分でもあり、実施計画力所数をふやし、必要なインフラ・メンテナンスの促進をはかること。

②老朽化対策にあたっては、橋梁など点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった技術職員の養成も行い、十分な人的体制を確保すること。

11. 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者にいたるまで、営業と生活が保障される内容に改革すること。

12. 県として、国土交通省の通達等に基づき、すべての作業従事者の健康に留意し、建設現場等の様態等を考慮した感染拡大防止対策、熱中症対策等の支援に積極的に取り組むこと。

また、受注者から申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

13. 県の公共事業において、専門的な土木技術を持った作業員の確保など、建設工事の安全対策に万全を期すこと。

14. 人生いきいき住宅助成事業、結婚新生活支援事業、耐震化補助制度、各バリアフリー化補助制度を拡充させ、これら事業や制度の対象外である全ての県民を対象とした住宅リフォーム助成制度を創設することによって住まいの保障をして、中小建設業者の仕事を増やすこと。

15. 区分所有者が複雑に入り混じった商店街建屋が老朽化し、廃墟となった商店街建築物からアスベストが検出され、所有者不明のためむき出しのアスベストが放置されたままとなっている事例がある。アスベストではないかという不安を住民が感じるような場合、或いはアスベストが検出された場合は、所有者不明であっても検査、囲い込みなどの対応ができるよう条例整備を行うこと。

16. 鉄道ホームの視覚障害者等の転落事故防止のためホームドアについては、早急に設置をすすめるよう、国や事業者に求めるとともに、県としても対策強化すること。

17. 現在、鉄道駅エレベーター設置については利用客3000人以上駅から国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3負担で進められている。しかし、3000人以上駅という設置条件は障害者や高齢者の移動手段と社会参画を閉ざすことになる。

都市部路線では事業者が鉄道運賃に上乗せし、これまでの国、県、市町負担なく、事業者負担・事業者計画によって駅にエレベーター・ホーム柵等を設置するための新料金としたが、対応が遅れている駅舎がいまだに残されている。

県は、全ての鉄道駅にエレベーター、ホーム柵等を設置する大方針を掲げ、国・事業者・県市町がそれぞれの役割を果たし障害者、高齢者の移動手段を確保するよう積極的役割を果たすこと。

18. 遮断機も警報器もない「第4種踏切道」、踏切道改良促進法に指定されている踏切の安全対策を急ぐこと。

19. 空港事業について

①関西万博への誘客を見据え、神戸空港の国際化、伊丹空港、神戸空港、関西空港の運用制限と発着枠の増便などが検討・実施されている。過大な需要に基づき、淡路島での騒音など住環境をも脅かす「規制緩和」は行わないこと。

騒音被害防止のために、淡路島上空を8000フィート以上で飛行すること、神戸空港発の淡路島上空での制限高度を3000フィートという低高度飛行は認めないこと、66デシベル以下で飛行することを国が指示するよう求めること。

②大阪国際空港周辺の騒音が大きく住民は騒音の軽減を求めている。そのためには、航空騒音を規定値以下にし、1日370便を守ること。21時以降に離着陸する遅延便をなくすことを大阪国際空港及び関西エアポート者に求めること。

③飛行経路案に係る環境検証委員会は公開で開催し、地元住民の意見が反映される形で行うこと。

④神戸空港及び関西国際空港に対する県の補助金や出資をやめること。関西国

⑤際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。

但馬空港については、毎年5億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。今後の需要拡大の十分な見通しもない中、地方間を結ぶ多様な路線展開等を理由にした、滑走路の増設等は行わないこと。

閉鎖することも視野に入れた見直しを行うこと。

⑥管制官の増員を求めるこ

20. 港湾について

①姫路港広畑港区での需要見込みのない大水深岸壁整備はやめること。悪臭・粉塵が舞い散るバラ貨物の拠点化を行わないこと。

②県内すべての重要港湾に「非核神戸方式」を採用し、核艦船の入港を拒否すること。

21. 高齢者の免許返納が進められる中、公共交通機関の役割はますます高まっている。路線バスやコミュニティーバスへの県単独補助を拡充し、県民の生活権を守ること。

22. JR 西日本が、利用者が少ないローカル線収支を初めて公表したが、地元住民にとって大切な路線である。国鉄改革時の経緯を踏まえ、自治体任せではなく、事業者、国の責任において赤字路線の維持・活性化を求めるこ。

23. 神戸電鉄粟生線については、住民の足・公共交通を守るため、路線存続のための支援を継続し、運転本数などを利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

24. 県営住宅について

2021年7月、「ひょうご県営住宅整備・管理計画」が改定され、49,950戸（2020年4月1日）の管理戸数から、2025年度に48,000戸、2030年に45,000戸に縮減する計画となっている。

①賃金が上がらない中での急速な物価高のもとで、安全で低廉な家賃の県営住宅の役割はますます高まっている。管理戸数削減・住宅集約化計画をやめ、新規の県営住宅建設など戸数拡充をすすめること。

②減免制度の算定が課税所得から世帯の年間収入に基づく計算に変更がされ、家賃が大幅に引き上げられた入居者が多数発生している。「住まいは人権」の立場で、実情に即した柔軟な減免制度をあらためて確立するとともに、家賃そのものの抜本的減額をおこなうこと。

③一般会計の繰り入れにより、外壁補修などの計画補修、空家補修等の予算を大幅に増やし、部分補修や改築、エレベーターの設置など計画を立て、積極的におこなうこと。

④民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。県が管理運営に責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。入居者が低所得者であることに配慮した駐車料金すること。

⑤介護や在宅療養が必要な入居者について、居住面積などを配慮すること。

⑥入居承継は、原則、配偶者や高齢・障害者に限定しているが、残された同居者が、退去が難しいとされるケースに対して、第三者機関である判定委員会などの意見を参考に、入居承認制度を柔軟に運用するとされている。入居承継については、実情に応じ、入居承認制度を広く柔軟に運用するとともに、原則、希望者が承継できるように、さらなる見直しをはかること。

⑦UR借上住宅住み替え問題については、世帯主が若くても、継続入居の可能性があることをまず説明し、判定委員会で柔軟に対応すること。継続入居となった世帯の継承は、一般の県営住宅の承継と同じにし、希望者全ての申

し立てを判定委員会にかけ、柔軟に対応すること。

⑧DV被害者等の民間シェルターからの受け入れ戸数を需要に応じて増やすこと。

⑨毎年、災害級の猛暑となっているなか、エアコンの設置は、必須となっている。エアコン用コンセントは、本人負担でなく各戸に常設するとともに、低所得者層などへのエアコン設置の補助をおこなうこと。

25. 県立3公園（明石公園、赤穂海浜公園、播磨中央公園）で民間資本活用した施設整備が行われようとしている。県民の財産である県立公園をパークPFI方式による民間利益追求の場にするのではなく、県直営で管理を行い県民の憩いの場として公園整備を充実すること。

26. 青年や新婚世帯、子育て世代、高齢者、障害者、低所得者向けに「民間賃貸住宅家賃補助制度」をつくること。

県外からの民間賃貸住宅の住み替え補助と子育て世代の民間住宅への入居支援は、阪神間のみではなく県内全域に対象地域を広げること。

第9. 芸術・文化活動を支え、スポーツ振興を基本にとする 県政に転換を

文化・スポーツの振興のため、県民が日常的に文化・芸術・スポーツを楽しめる労働環境づくりや低廉で利用できるよう国や県の支援を充実させることとともに、自由な文化活動を保障すること。

1. 表現の自由の保障、行政の不介入を原則とする「文化・芸術振興条例」を制定し、自由な文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

2. 県立芸術文化観光専門職大学は、全国初の演劇を専門に学べる公立の4年制大学であり、設置された但馬地域のみならず全県下に、その専門性を生かした芸術文化への支援を行うこと。入学金・授業料は、県外生も含めた完全無償化を行うこと。

3. 芸術団体が専門性を発揮し、持続的に発展していくよう基盤整備を含めた助成制度の発展をはかること。幅広い団体が気軽に活用できる助成制度の確立

や助成への応募が年に複数回できるようにするなど制度の改善をはかること。

4. 学校での「県民芸術劇場」について、コロナ下の対応のように、今後も、公演ごとの補助にするとともに、補助額を引き上げること。現役世代や子どもたちの文化活動、NPO やサークル、鑑賞団体などの活動が発展するように、ホールや展示場所、稽古場の利用料の低減など条件整備をすすめること。

5. 義務教育の期間だけでなく、就学前の子どもや高校生に対する芸術鑑賞などの支援を強めること。様々な芸術鑑賞教室を視野に入れた事業の拡充をはかり、学校と芸術団体の自主的な努力を応援すること。

6. 障害者の芸術鑑賞・創造・作品発表などの機会を増やし、支援すること。

7. 県や神戸市等が景観形成重要建造物等に指定している建物を、耐震化などを理由に取り壊し、建替えが相次いでいる。歴史的にも貴重な建築物であり、街の景観や歴史・文化のまちづくりのためにも保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

8. 県庁舎再整備計画は、県職員や議会、広く県民の意見を聞き進めること。県民会館の建替え計画についても、同様に県民の意見を十分に聞き再検討すること。

9. 「スポーツは国民の権利」という基本理念を位置付けたスポーツ基本法は、「国」と「地方公共団体」にその推進の責務を規定している。「兵庫県スポーツ推進計画」の実施目標を引き上げ、「身近なスポーツ施設の整備計画」と「指導員等の施設への配置計画」をすすめること。

10. 公共スポーツ施設の深刻な減少に歯止めをかけ、老朽施設の補修・改築、耐震化を進めるために、施設整備費を抜本的に増やし、計画的な整備をはかること。

11. 「誰もが気軽に使えるスポーツ施設」をめざし、利用料金の適正化、指導員やスタッフの増員と研修によるサービスの向上をはかり、利用者・クラブ・団体に供する施設機能の充実を進めること。

12. 地域における自主的スポーツの活動の拠点である学校開放施設の用具・器

具の充実、ロッカー・シャワーの設置、夜間照明の整備、スポーツ指導員の配置などをすすめ、その機能の確立をはかること。自主的なスポーツクラブを支援し、施設の利用団体の民主的な運営を援助すること。

13. 障害者が利用できる多機能型スポーツ施設の増設とバリアフリー化、障害に配慮した設備・用器具の充実、指導者・ガイド・介添え者の配置などを促進すること。

14. 自然と共生するアウトドアスポーツの発展のために、環境アセスメントを遵守し、環境破壊や汚染から自然を守ること。無秩序で大規模な風力発電設備やソーラーパネル設置による太陽光発電が山岳自然を破壊することのないよう規制強化をおこなうこと。

15. トライアスロン、スイムマラソン、サーフィン、ヨットなどが行われている海域や河川の水質汚染を厳しく規制し、愛好者が安心して楽しめる環境の整備をすすめること。海域の水質汚染や地域の大気汚染などで県立海洋体育館をはじめ県内の海洋マリンスポーツ施設などへの影響を及ぼす神戸製鋼石炭火力発電所増設は中止を求めるここと。

第10. 警察行政について

1. 警察署、交番の配置等について

- ①警察署の統廃合に続き、交番の統廃合が行われているが、地元住民の要望をふまえ、再編統合をやめることも含めた検討をおこなうこと。
- ②市民生活の安全を守る地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番や駐在所の設置をすすめること。

2. 兵庫県警の民主的な運営と政治的中立性を確保することを目的として設けられている公安委員会を、委員の住民推薦・公選制などを導入し県警から独立させ、独自の事務局をもうけ、警察行政にかかる諸問題、予算配分などについて必要な調査・検討をおこなえるようにすること。

3. 痴漢・盗撮は最も身近な性暴力であり、性犯罪である。昨今、インターネットやSNSで、受験生を狙った痴漢行為を煽る投稿が未だになくならない。その後の人生に影響を与える入学試験や司法試験の日に痴漢加害を行うという極めて悪質で、卑劣な行為を許すわけにはいかない。痴漢対策は、受験シ一

ズンに留まらず、恒久的な政治課題として、行政が取り組むことを求める。

①鉄道警察隊を増員すること。

②痴漢加害を起こさせないよう、公共交通機関における対策を普段に増して強化することが必要である。現在、音声によるアナウンスや電車内の動画、電光掲示板での痴漢の加害防止のための呼びかけ、防犯カメラ設置などが行われるようになった。さらに駅の係員の増員、電車内巡回警備、警察官による巡回、具体的な取り組みを行うこと。また鉄道会社に対し、遅刻せざるを得ない状況に至った証明書などを発行するように働きかけること。

③薄着になる6～8月は盗撮事案が他の月の2倍以上になるといわれている。盗撮を防ぐために、駅のエスカレーターに鏡を設置する取り組みが各地に広がっている。大阪から始まり東京、神奈川、千葉や愛知の各県警で導入されている。導入後大阪駅の被害はなくなったとのことである。兵庫県警も昨年導入したが、今後さらなる増設を検討すること。

④兵庫県警においては、受験シーズン等での痴漢防止のために、特別な体制をとり、対応すること。痴漢被害が発生した場合、迅速に対応すること。

⑤特に受験シーズンでは、中学・高校・大学入試において、痴漢被害を含めて本人の責めによらない事由で遅れた場合は、救済措置の対象とし、別途、受験機会を保障するよう関係各機関に働きかけること。

⑥痴漢被害の実態を調査・把握し、相談窓口の充実、被害者の救済、加害根絶のための啓発や有害図書規制、加害者更生の推進など、関係機関と連携し、行うこと。

4. 「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方に関する懇話会」などで、交通安全施設の整備の在り方が検討され、2019年に撤去の検討対象となった信号機166機のうち、すでに64機が撤去されたが、2024年3月末をもってこの事業はいったん終了した。残り102機については、個別に対応されることである。

①交通安全における信号機の役割は引き続き求められており、撤去対象となっていた信号機については、地元住民の意向もよく聞き、慎重に検討し、撤去ありきでなく、維持・改修も含めた対応をおこなうこと。

②2025年度の信号機の新設予定は12機となっているが、少なすぎる。住民要望を踏まえ、必要力所に適切な信号機設置をおこなうこと。

③視覚障害者の横断歩行などを支援する高度化PICSは、モデル事業として神戸市、西宮市、明石市、尼崎市、姫路市で計23機（2025年3月31日現在）設置された。利用者の意見をよく聞き、福祉やまちづくりの観点から専門職種、関連部署と連携しながら、視覚障害者の安全な横断歩行に資する対策をおこな

うこと。

5. 児童の死傷事故など、通学路などの重大な自動車交通事故が相次いでいる。改めて、通学路、園児等の移動経路などの総点検をおこなうとともに、生活道路の安全確保のため、自動車優先から歩行者優先の道路交通政策に切り替えるために以下の施策をすすめる。

- ①危険箇所の安全対策を緊急に講ずること。
- ②通学路や園児等の移動経路で、著しく危険な個所については、安全対策とともに、通学、通園時などの交通規制を行うなど、安全確保策を行うこと。
- ③危険箇所について、信号機・道路標識・ガードレールなど安全施設の設置、危険箇所を回避する通行路の見直し、子どもの見守り活動や交通安全指導など効果的な改善を進めること。
- ④学校や保育園、公園の半径 500m以内の道路は、「ゾーン 30」区域の指定をすすめること。「生活道路対策エリア」区域の拡充をおこなうこと。
- ⑤信号機設置箇所の増設、音響式信号機、エスコートゾーン、消えかかっている横断歩道の白線や道路標示など、交通安全対策のための予算を抜本的に拡充すること。

6. 高齢者が自ら運転しなくても生活できる支援として、免許証「自主返納」者へのバス、電車など公共交通機関やタクシーの運賃割引が受けられるようになることを各行政機関に働きかけること。

7. 認知症の行方不明者の捜索や未然に防ぐ対策を強化すること。

8. ヤミ金・振り込め詐欺・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。特殊詐欺の被害防止の意識付けのために高齢者等に対し自動録音電話機の普及を図ること。

9. 山口組をはじめとする暴力団の取り締まりを強化すること。また、暴力団組織の実態解明に努めるとともに、取締と暴力団排除の両面から総合的な対策を徹底し、暴力団の弱体化、及び壊滅に向けて取り込むこと。
警戒に当たっては、場所や方法等を十分に検討し、県民の安全確保に万全を期すこと。

10. 2017年に強行したテロ等組織犯罪処罰法(共謀罪法)は、国民の人権

を侵す法律であり廃止するように国にもとめること。憲法を蹂躪するような恣意的運用はおこなわないこと。

1 1. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。

1 2. 昨年も大麻所持により県警巡査が検挙されるなど、毎年のように県警職員による事件が起こっていることは、大変遺憾である。大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。

1 3. 風営法にもとづく飲食店への過度な取り締まり、チェック・指導は、行わないこと。法律の運用は、国会付帯決議(1984年)に基づき、表現の自由、営業の自由など憲法で保障された基本的人権を侵害しないよう慎重におこなうこと。

1 4. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。

1 5. 安倍晋三元首相の銃撃死亡事件などはあってはならない事件で、警察の信頼を大きく揺るがす事態である。今後、検証結果をいかし、兵庫県警として警備体制の強化に努めること。

1 6. ガールズバーなどの客引き行為の取り締まりを、地元商店街や住民の要望を聞きさらに強化すること。